

令和 7 年第 1 回都城市議会定例会（3 月追加）

（議案第 8 0 号～第 8 5 号）

令和 7 年第 1 回都城市議会定例会付議事件名表（3 月追加）

種類	番号	件 名	頁
議案	80	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案	81	都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	82	令和 6 年度都城市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案	83	議決事項の変更について	15
議案	84	財産の取得について	23
議案	85	財産の取得について	27

議案第 8 0 号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す
る。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次の各号の定めるところによる。 （1） （略） （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次の各号の定めるところによる。 （1） （略） （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、</u>それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表第1（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満（円）	10年以上20年未満（円）	20年以上（円）
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

1・2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた都城市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等につい

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表第1（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満（円）	10年以上20年未満（円）	20年以上（円）
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考

1・2 (略)

ては、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部危機管理課】

条例名	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																													
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止																													
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月																											
制定改廃の 目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うもの。																													
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 補償基礎額の改定（別表第 1、第 5 条第 2 項 2 号関係） ①非常勤消防団員の補償基礎額を次のように改正する。 <table><tr><td>○10年未満</td><td>団長及び副団長</td><td>12,500円→12,900円</td></tr><tr><td></td><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800円→11,300円</td></tr><tr><td></td><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100円→ 9,700円</td></tr><tr><td>○10年以上20年未満</td><td>団長及び副団長</td><td>13,350円→13,700円</td></tr><tr><td></td><td>分団長及び副分団長</td><td>11,650円→12,100円</td></tr><tr><td></td><td>部長、班長及び団員</td><td>9,950円→10,500円</td></tr><tr><td>○20年以上</td><td>団長及び副団長</td><td>14,200円→14,500円</td></tr><tr><td></td><td>分団長及び副分団長</td><td>12,500円→12,900円</td></tr><tr><td></td><td>部長、班長及び団員</td><td>10,800円→11,300円</td></tr></table> ②消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。 (2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第 5 条第 3 項関係） 扶養に係る補償基礎額について、配偶者については 217 円から 100 円に、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子については 333 円から 383 円に改正する。			○10年未満	団長及び副団長	12,500円→12,900円		分団長及び副分団長	10,800円→11,300円		部長、班長及び団員	9,100円→ 9,700円	○10年以上20年未満	団長及び副団長	13,350円→13,700円		分団長及び副分団長	11,650円→12,100円		部長、班長及び団員	9,950円→10,500円	○20年以上	団長及び副団長	14,200円→14,500円		分団長及び副分団長	12,500円→12,900円		部長、班長及び団員	10,800円→11,300円
○10年未満	団長及び副団長	12,500円→12,900円																												
	分団長及び副分団長	10,800円→11,300円																												
	部長、班長及び団員	9,100円→ 9,700円																												
○10年以上20年未満	団長及び副団長	13,350円→13,700円																												
	分団長及び副分団長	11,650円→12,100円																												
	部長、班長及び団員	9,950円→10,500円																												
○20年以上	団長及び副団長	14,200円→14,500円																												
	分団長及び副分団長	12,500円→12,900円																												
	部長、班長及び団員	10,800円→11,300円																												
関係する法令 及びその条項	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）																													
制定改廃を要する 関係条例等	なし																													
備考																														

議案第 8 1 号

都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す
る。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例
 都城市消防団員退職報償金支給条例（平成18年条例第259号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団 長	部長、副 部長及 び班長	一般団 員	階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団 長	部長、副 部長及 び班長	一般団 員
(略)							(略)						
30年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000	30年以上31年 未満	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
							31年以上32年 未満	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000
							32年以上33年 未満	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000
							33年以上34年 未満	1,039,000	969,000	909,000	869,000	794,000	749,000
							34年以上35年 未満	1,059,000	989,000	929,000	889,000	814,000	769,000
							35年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の都城市消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部危機管理課】

条例名	都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例						
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止						
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日			制定年月	平成 18 年 1 月		
制定改廃の 目的・背景	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正により消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分が追加されることに伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分及び退職報償金支給額について、所要の改正を行うもの。						
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 消防団員退職報償金の勤務年数区分と退職報償金額の追加 (別表関係)。 退職報償金を支払う勤務年数区分は、30年を上限としてそれ以上の勤務年数の場合には同額としていたが、35年を上限とすることとし、31年以上の勤務年数について 1 年刻みで退職報償金額を次のように改正する。						
	階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長、副 部長及び 班長	一般団員
	31年以上32年 未満	999, 000	929, 000	869, 000	829, 000	754, 000	709, 000
	32年以上33年 未満	1, 019, 000	949, 000	889, 000	849, 000	774, 000	729, 000
	33年以上34年 未満	1, 039, 000	969, 000	909, 000	869, 000	794, 000	749, 000
	34年以上35年 未満	1, 059, 000	989, 000	929, 000	889, 000	814, 000	769, 000
	35年以上	1, 079, 000	1, 009, 000	949, 000	909, 000	834, 000	789, 000
関係する法令 及びその条項	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令 (昭和 31 年政令第 346 号)						
制定改廃を要する 関係条例等	なし						
備考							

議案第 83 号

議決事項の変更について

令和 6 年 3 月 21 日に議決された議案第 49 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 7 年 3 月 11 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 387,171,400 円

議案第 4 9 号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園西側駐車場整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園西側駐車場整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 3 5 0 , 7 7 9 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 丸昭・桜木・丸宮 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田 2 1 1 2 番地 3
丸昭建設 株式会社 |

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園西側駐車場整備工事

1 工事概要

- ・ 第一駐車場、エントランス広場(北) N = 1 式 (舗装工 A = 2,165.5 m²)
- ・ 第二駐車場 N = 1 式 (舗装工 A = 6,817.0 m²)
- ・ 第三駐車場 N = 1 式 (舗装工 A = 9,756.0 m²)
- ・ エントランス広場(南) N = 1 式 (舗装工 A = 1,241.2 m²)
- ・ 既設構造物撤去 N = 1 式
- ・ サイン工 N = 6 基

2 予定価格 357,965,300円 (消費税及び地方消費税込み)

325,423,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

3 落札価格 350,779,000円 (消費税及び地方消費税込み)

318,890,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

4 落札率 97.99%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額 (円)	摘要
徳満・木場・上村 特定建設工事共同企業体 (40:38:22)	318,920,000	
丸昭・桜木・丸宮 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	318,890,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第61号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月15日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和6年3月21日（令和6年議案第49号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園西側駐車場整備工事		
相 手 方	丸昭・桜木・丸宮 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	350,779,000円
		今回変更後の契約金額	373,791,000円
		議決金額からの増減額	23,012,000円増額 (増減率6.56%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・新労務単価の適用に係わる特例措置の請求により増額するもの。 ・本工事で発生する土砂を山之口運動公園内で処理する計画だったが、他工区との調整の結果、受入困難となり残土搬出に変更するもの。また残土搬出先で交通誘導員の配置が必要となり併せて増額するもの。 ・芝生広場施設入口明示のため車両誘導サインを追加し増額するもの。 ・その他、施工の実施に合わせ数量の増減等により増額するもの。		

（文書取扱 総務部契約課）

1 変更理由

第1駐車場西側法面の掘削において、掘削土に芝が混在しているため受入先がなく、最終処分場での処理に変更するもの。また、現場内からの残土搬出に伴い、運搬走路の養生のため敷鉄板の追加を行うもの。

舗装工において、身体障がい者用駐車区画を明確にするためカラー舗装を追加する。他工区との調整によりエントランス広場の舗装面積の追加を行うもの。

排水工において、エントランス広場の植栽部の排水のための側溝を追加することによる変更を行うもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
土工・仮設工	残土処分変更、敷鉄板追加	5, 574, 700
舗装工	カラー舗装追加 舗装面積の追加	4, 300, 000
排水工	側溝の追加	2, 536, 000
その他	車止め追加・縁石等の増加	969, 700
合計（税抜）		12, 164, 000
消費税及び地方消費税額		1, 216, 400
追加費用総計		13, 380, 400

3 変更後の契約金額

現在の契約金額 373, 791, 000円

追加費用額 13, 380, 400円

変更後の契約金額 387, 171, 400円

議案第 84 号

財産の取得について

次のとおり令和 7 年度中学校教師用教科書及び指導書を取得することについて、
地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|-------------|---|
| 1 取 得 財 産 | 令和 7 年度中学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 数 量 | 中学校教師用教科書 431 冊
中学校教師用指導書 518 冊 |
| 3 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 取 得 金 額 | 25,221,293 円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市上町 6 街区 8 号
有限会社 都城金海堂
代表取締役 中村 吉寛 |

議案第 8 4 号関係資料

- 1 取得財産 令和 7 年度中学校教師用教科書及び指導書
- 2 数 量 中学校教師用教科書 4 3 1 冊
中学校教師用指導書 5 1 8 冊
- 3 購入価格 2 5 , 2 2 1 , 2 9 3 円 (消費税及び地方消費税込み)
2 2 , 9 5 3 , 2 9 3 円 (消費税及び地方消費税抜き)

4 契約相手の選定理由

教科書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。教科書供給業者は、各都道府県におおむね 1 か所ずつあり、宮崎県における教科書供給業者は宮崎県教科図書販売株式会社である。

有限会社 都城金海堂は、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として宮崎県教科図書販売株式会社から都城市管内の教科書取扱書店 3 者のうちの 1 者として指定されている。

これまでの取扱実績及び経営規模感等を考慮し、また、業務の性質上短期間での納品が必要であり、その対応が可能である有限会社 都城金海堂を契約相手方とするもの。

議案第 85 号

財産の取得について

次のとおり令和 7 年度中学校教師用教科書及び指導書を取得することについて、
地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 令和 7 年度中学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 数 量 | 中学校教師用教科書 631 冊
中学校教師用指導書 749 冊 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得金額 | 34,627,524 円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市中原町 19 街区 3 号
田中書店 株式会社
代表取締役 田中 義久 |

議案第 85 号関係資料

- 1 取得財産 令和 7 年度中学校教師用教科書及び指導書
- 2 数 量 中学校教師用教科書 6 3 1 冊
中学校教師用指導書 7 4 9 冊
- 3 購入価格 3 4, 6 2 7, 5 2 4 円（消費税及び地方消費税込み）
3 1, 5 1 6, 4 2 4 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

教科書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。教科書供給業者は、各都道府県におおむね 1 か所ずつあり、宮崎県における教科書供給業者は宮崎県教科図書販売株式会社である。

田中書店 株式会社は、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として宮崎県教科図書販売株式会社から都城市管内の教科書取扱書店 3 者のうちの 1 者として指定されている。

これまでの取扱実績及び経営規模感等を考慮し、また、業務の性質上短期間での納品が必要であり、その対応が可能である田中書店 株式会社を契約相手方とするもの。

